

令和8年5月24日執行

春日井市長選挙及び春日井市議会議員補欠選挙

指定施設における不在者投票事務資料

春日井市選挙管理委員会

目 次

I	春日井市長選挙に関する期日等.....	1
II	指定施設における不在者投票	1
III	不在者投票事務の流れ	3
1	周知及び受付.....	3
2	投票用紙等の請求.....	4
3	不在者投票の準備.....	4
4	投票用紙等の交付.....	7
5	投票用紙等の受領.....	8
6	投票の送致.....	10
IV	その他	10

I 春日井市長選挙及び春日井市議会議員補欠選挙に関する期日等

- 1 選挙期日の告示 : 令和8年5月17日(日)
- 2 選挙期日 : 令和8年5月24日(日)
- 3 不在者投票期間 : 令和8年5月18日(月)から令和8年5月23日(土)まで
- 4 不在者投票時間 : 午前8時30分から午後5時まで

II 指定施設における不在者投票

1 不在者投票事由

県の選挙管理委員会が指定する施設に入所している選挙人であって、選挙期日に次の事由に該当すると見込まれる人は、不在者投票を行うことができます。

ア 歩行が困難な人

イ 歩行が可能な人については、その人が属する投票区の区域外の施設に入所中の人

※ 「歩行が困難な人」とは、他の人が付き添わなければ一人歩きができない人をいい、物理的には歩行できるが、一人で目的地に行き、また出発地に戻れるかどうか確信のもてない人、途中で交通事故等を起こすおそれのある人も含みます（「歩行が困難な人」に当たるかどうかは、医師の意見を参考に判断してください。）。

※ 歩行可能な入所者については、その選挙人の属する投票区の区域内にある指定施設では不在者投票をすることはできません。

※ 選挙期日に刑事施設、労役場、監置場、少年院又は少年鑑別所に収容されていることが見込まれる人は、上記ア又はイの事由に該当しなくても不在者投票を行うことができます。

2 不在者投票管理者

施設長は、施設において不在者投票を行う場合は不在者投票管理者となります。不在者投票に関する手続きの最終的な決定権を持ち、事務を管理執行します。その事務の主なものは次のとおりです。

- ア 選挙人に代わって投票用紙、投票用封筒の交付を請求すること。
- イ 交付を受けた投票用紙、投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- ウ 立会人を選び、不在者投票に立ち合わせること。
- エ 不在者投票記載場所の設備をすること。
- オ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
- カ 投票の終わった不在者投票を送致すること。

※ 施設長は、不在者投票管理者の事務を他人に委任することができません。

※ **不在者投票管理者は、他の法律で制限を受ける者を除いて選挙運動を禁止されていませんが、不在者投票に関し、日常の職務上有する影響力を利用して、選挙運動をすることが出来ません。**

3 立会人

立会人は不在者投票管理者が選任します。立会人は選挙権を有する人で、最低1人必要です。その事務は次のとおりです。

- ア 投票に際し、投票用紙等の点検から受領に至る全手続きに立ち会うこと。
- イ 投票用外封筒裏面に署名をすること。

Ⅲ 不在者投票事務の流れ

1 周知及び受付

施設内で不在者投票ができる旨の周知をします。

施設において不在者投票をする意思のある人からの投票用紙等の交付の請求を受け付けてください。

＜請求の受付方法（例）＞

「施設の中で春日井市長選挙、春日井市議会議員補欠選挙の不在者投票ができますので、希望される場合は申し出てください。」

と選挙人に対し、不在者投票をすることができる旨を周知するとともに受付をします。

周知の補完措置として施設内の掲示板等を利用することも可能です。

注 意 項

- 1 請求を受け付ける場合は、必ず選挙人本人に請求の意思を確認してください（入所者の意思によることなく入所者全員の投票用紙等を請求したこと等により、選挙が無効となった例がありますので、特に注意してください。）。
- 2 認知症の人の場合、請求したこと、投票したことを忘れ、家族が投票日に投票所へ連れてこられる場合がありますので、本人了解のもとその人の家族と相談するなど家族との連携を密にしてください。）

2 投票用紙等の請求

不在者投票管理者が、入所者に代わって、春日井市選挙管理委員会の委員長に対し、請求書により請求します。

注 意 事 項

- 1 春日井市選挙管理委員会が調製する選挙人名簿に登録されていないと、投票することはできません。
- 2 請求依頼のない入所者の投票用紙等を請求することはできません。
- 3 請求は選挙期日の前日（5月23日）までならばいつでもできますが、郵便によって請求するときは、往復日数を考慮してレターパック等により早めに行うようにしてください。

3 不在者投票の準備

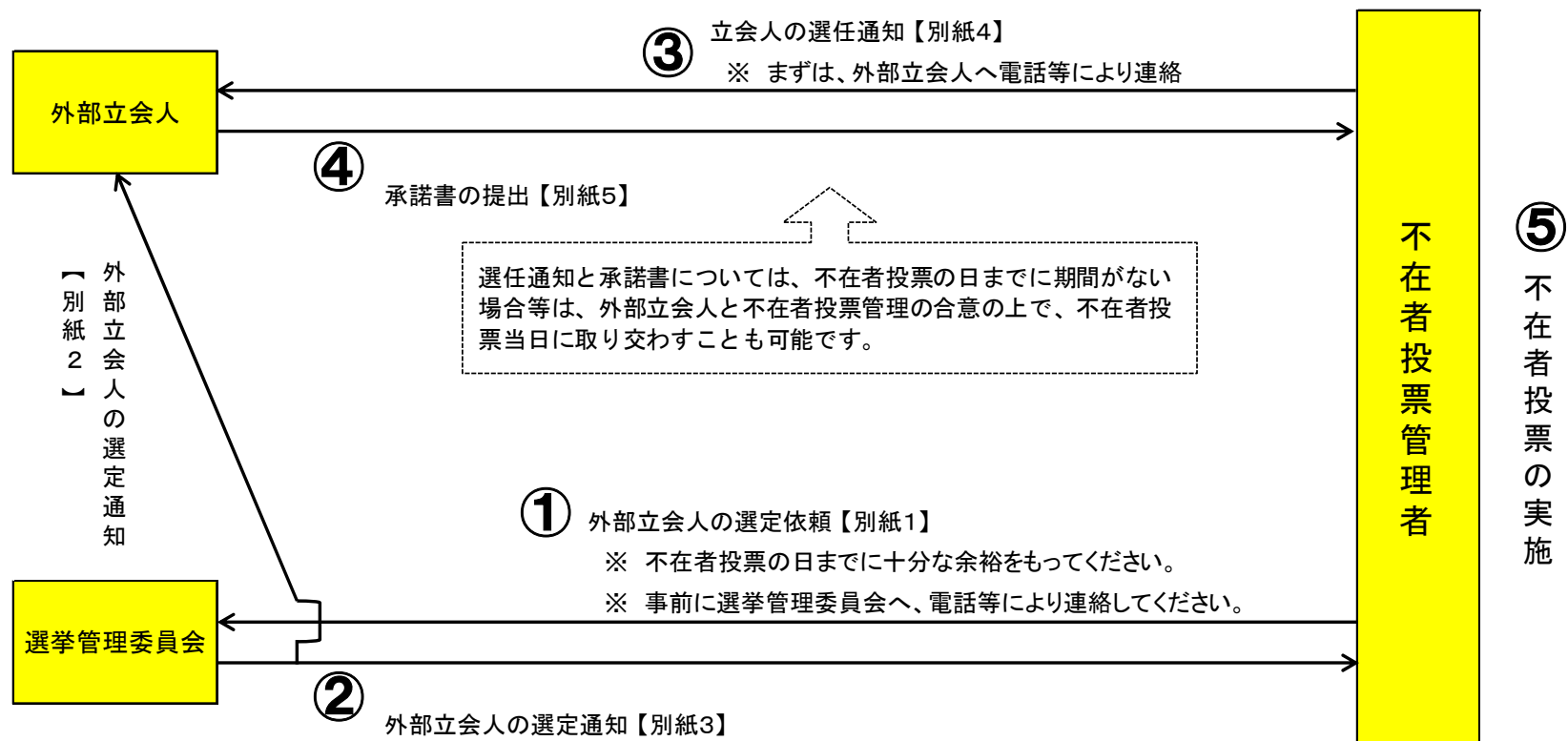
- 1 立会人を選任してください。
- 2 立会人、選挙人に投票場所、投票日時の周知をしてください。

注 意 事 項

- 1 立会人は、選挙権を有する人で、最低1人必要です。
- 2 立会人は、不在者投票管理者、事務従事者を兼ねることはできません。
※兼ねて行われた不在者投票は無効となります。十分注意してください。

※ 外部立会人による投票への立ち会いを希望される場合は、次ページを確認の上、早めに春日井市選挙管理委員会へ連絡してください。

外部立会人の選任等に関する事務の流れ



(留意事項)

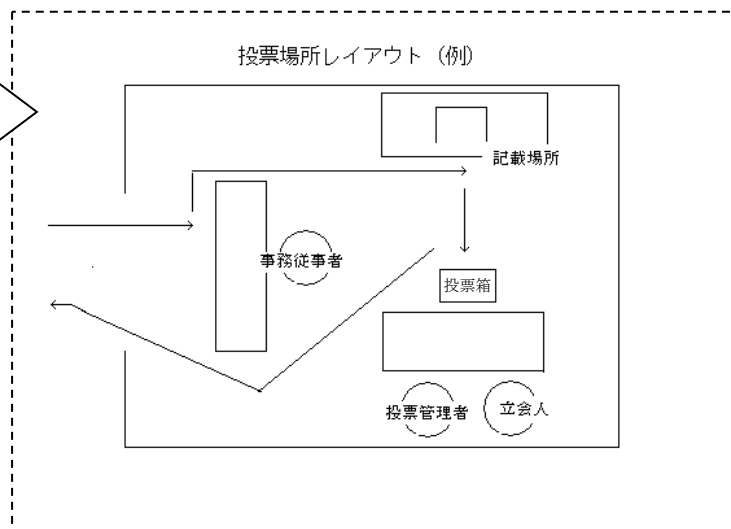
- ・外部立会人には、春日井市の職員等を選定する予定です。
- ・外部立会人の選定を依頼する場合には、必ず、事前に選挙管理委員会へ電話等により連絡の上、可能な限り不在者投票を行おうとする日の3日前までに依頼してください。
- ・各様式については、本資料の最後に掲載しています。

3 投票場所の設営をしてください。

注 意 項

- 1 投票場所は、次の点に注意して、相当な設備をしてください。
 - ・ 選挙人の投票記載の秘密を保持できるようにしてください。
 - ・ 投票用紙の交換等の不正が行われないようにしてください。
(例)・ 記載台を使用する。
 - ・ 記載内容が事務従事者や他の選挙人から見えないように記載場所を設ける。
- 2 立候補者の氏名等の掲示はしないでください。
(施設では立候補者の氏名を掲示できる法律上の規定がなく、記載方法や掲示の仕方等によっては選挙の自由公正を欠くおそれがあります。)

参 考



代理投票の場合は、選挙人の投票を補助する者が2人必要です。
→詳細はP9参照。

投票場所に来られない人の投票

重病人等歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立ち会いがある場合に限り、ベッド上に記載場所を設け、不在者投票を行うことができます。

※投票の秘密保持、投票の取扱いに十分な注意を払ってください。

ベッドのある室内に選挙運動用のポスターは掲示できません。

4 投票用紙等の交付・点検

選挙管理委員会から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に投票前に渡してください。

<投票方法の説明 (例)>

「春日井市長選挙の投票用紙です。候補者氏名を書いてください。」

「投票用紙の記入が終わりましたら、内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒の投票者氏名欄にご自分の名前を書いてください。」

注 意 項

- 1 複数の選挙がある場合は、選挙名をよく確認し、選挙ごとに投票させてください。その際には、投票用紙の交付誤りには十分注意してください。

投票用紙の色

- ・春日井市長選挙：みどり色
- ・春日井市議会議員補欠選挙：オレンジ色

- 2 投票用外封筒に、選挙管理委員会が作成した、選挙人の氏名を表示したラベルが貼ってある場合は、その氏名の選挙人に交付してください。

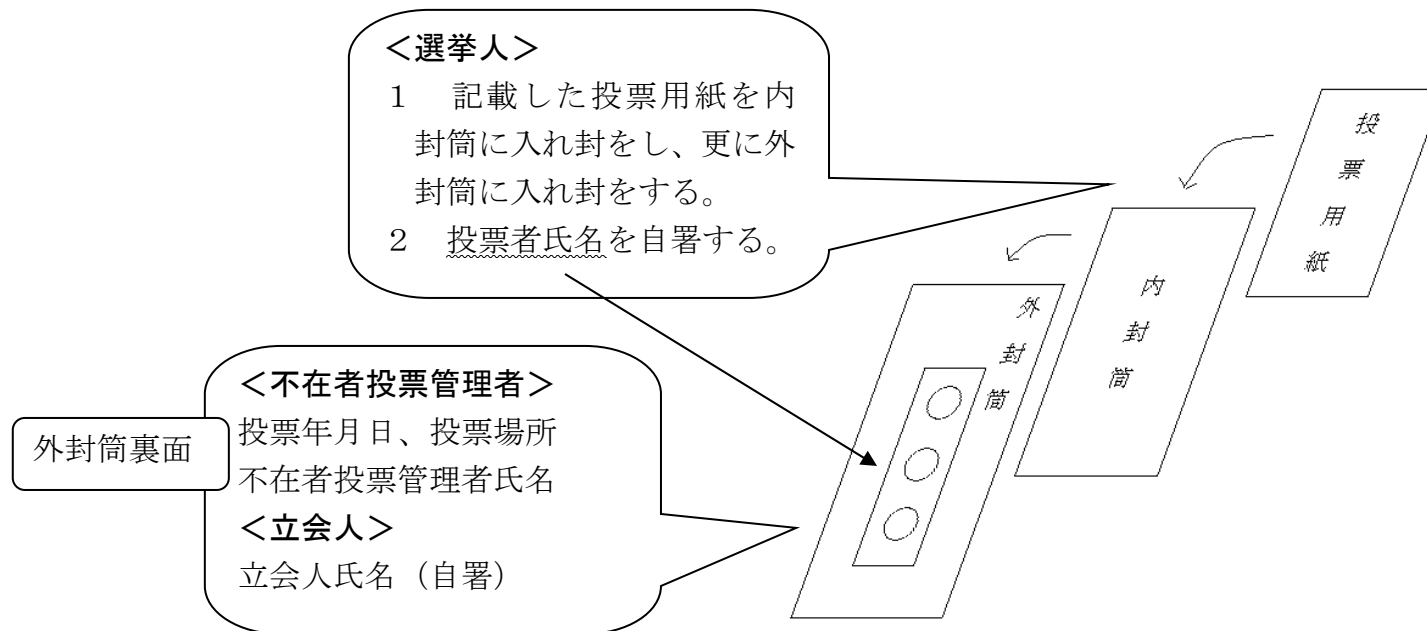
※同姓同名の選挙人がいる場合は、選挙管理委員会に確認してください。

5 投票用紙等の受領

- 1 選挙人に投票用紙を記載してもらいます。
- 2 選挙人に記載の終わった投票用紙を投票用内封筒に入れ封をしてもらい、更に投票用外封筒に入れ封をしてもらった後、投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄に署名してもらい、受領します。
- 3 不在者投票管理者、立会人は受領した投票済みの投票用外封筒の裏面に次の事項を記載してください。
 - (1) 投票年月日
 - (2) 投票場所
 - (3) 不在者投票管理者氏名
 - (4) 立会人氏名

不在者投票管理者

立会人（必ず自署で）



注 意 事 項

- 1 投票用外封筒の表面の署名は、選挙人に必ず自署させてください（ゴム印等によることはできません。）。
- 2 投票用封筒の封をするのも、選挙人自身にさせてください。
- 3 立会人の署名は、必ず立ち会った本人が自署しなければなりません（ゴム印等によることはできません。）。

<代理投票>

心身の故障等で投票用紙に自分で書けないと選挙人が申請したときの特例

- 1 不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の実施を判断します。
- 2 実施する場合は、不在者投票事務従事者のうちから選挙人の投票を補助する者2人を選任してください。
これらの選任については、立会人の意見を聴くことが必要です。
- 3 2人の補助者のうち1人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、もう1人が立ち会う形で行ってください。
(役割) 補助者① 選挙人に確認し、投票用紙の記載をする。
投票用内封筒、その後投票用外封筒に入れ投票用外封筒の表面の「投票者氏名」に選挙人の氏名を記載し、受領する。
補助者② 補助者①が記載した内容を選挙人とともに確認する。

注 意 事 項

- 1 選挙人に候補者の氏名等を聞く場合 「誰に投票されますか？」と聞いてください。
※ 誘導尋問と疑われるような言い方はしないでください。
- 2 同じ名前等の候補者がある場合、どちらの候補者に投票するのか明確に確認してください。
- 3 候補者の氏名等を書いた紙片を持ってきた場合も、改めて選挙人の意思を確認して記載してください。
- 4 不在者投票管理者や立会人のほか、入所者の家族や付添人等も代理投票の補助者となることはできません。

6 投票の送致

受理した投票用封筒については、春日井市選挙管理委員会宛の送致用封筒（特に指定するものではありません。）に入れ「投票在中」と朱書きして、裏面に記名、押印、封印をし、選挙管理委員会へ直接お持ちいただくか、郵便により送付してください。

注 意 項

- 1 郵便により送致される場合は、郵送期間に十分な余裕をみてレターパック等により確実に送付してください。
- 2 発送前に記載漏れがないか再度確認してください。

IV その他

- 1 投票用紙等を請求した人が施設において不在者投票を行う前に次の事由等に該当した場合は、直ちに投票用紙等を返還してください。
 - (1) 退院（退所）した場合
 - (2) 他の施設に移った場合
 - (3) 死亡した場合
 - (4) 選挙人が自分の属する投票区内の指定施設に入所しており、かつ、投票前に歩行が可能となった場合
 - (5) 施設での不在者投票を取りやめると申し出があった場合

注 意 項

投票用紙が返還されないと、投票所（期日前投票所）での投票や他の施設等での不在者投票ができません。

- 2 施設において投票を済ませた人が、投票所（期日前投票所）へ投票に来てトラブルになることがあります。
次の点には十分注意してください。
 - (1) 施設で不在者投票しても投票所（期日前投票所）でまた投票できると誤認していないか。
施設で不在者投票をした場合は、投票所（期日前投票所）では投票できません。「選挙のお知らせ」券は住所地に送付しますが、「選挙のお知らせ」券を持っているかどうかは関係ありません。
 - (2) 認知症の人の場合、自分が投票したかどうか分からずに家族と投票所（期日前投票所）へ投票に来ることがありますので、家族との連携を密にしてください。
- 3 疑問点や不明点については、春日井市選挙管理委員会へお問い合わせください。

春日井市選挙管理委員会 〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地 電話番号 0568-85-6071
